

地域包括ケア病室を開設します！

平成29年2月策定の「新ひだか町新公立病院改革プラン」において、町立静内病院は、病床の一部を急性期病床（一般病床）から回復期病床（地域包括ケア病床）へ転換することで入院患者を在宅での医療・介護へとつなげる「支える医療」を行うことを目指しています。

現在の一般病床では、診療報酬上21日以内での退院を求められますが、入院患者の高齢化に伴い、この期間では在宅生活を送れるまでに体調を回復できないという、病床機能と患者ニーズのミスマッチが発生することが考えられます。

このため、一般病床とは別に最長60日まで入院できる「地域包括ケア病床」を開設することで、退院後の暮らしについて医療・ケアチームスタッフと話し合いながら、安心して入院していただける環境を整備します。

地域包括ケア病床の開設理由

～町立静内病院～
地域包括ケア病床を開設します！

【問合せ】 町立静内病院地域連携室 ☎ 42 - 0181

町立静内病院は、8月1日から一般病床数 58 床のうち 12 床を「地域包括ケア病床」に転換します。



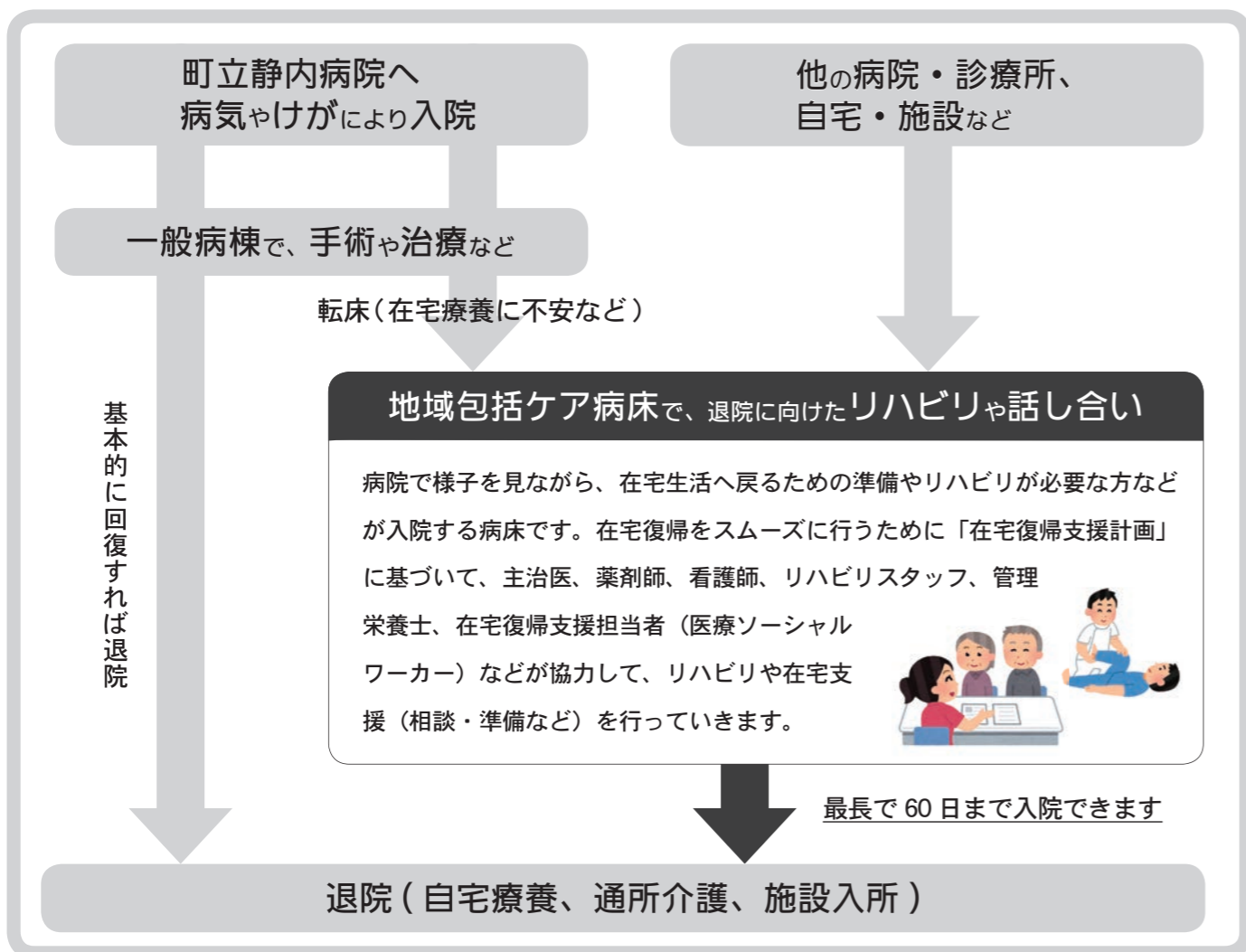
入院に対する留意点

地域包括ケア病床の入院では、血液検査・画像検査・投薬治療などは病状に合わせて実施しますが、状態の変化により主治医が集中的な検査・治療が必要と判断した場合は、一般病床に移る場合があります。

入院費用

入院費用は定額で、入院基本料・リハビリテーション料・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料などの費用（一部の投薬料・処置料は除く）がすべて含まれます。

また、高額療養費制度が適用されますので、1か月の医療費自己負担額の上限額は一般病床と変わりません。



地域包括ケア病床とは

「地域包括ケア病床」とは、急性期（病气やけがの発症直後で病状が不安定な期間）治療により状態が改善したあと、病院で様子を見ながら在宅生活へ戻るための準備やリハビリが必要な方などが入院する病床です。

病床の入院日数は、最長60日までとなり、次のような方が対象となります。

- ① 入院治療により状態が改善したあと、退院前に経過観察が必要な方
- ② 在宅生活に向けて、リハビリが必要な方
- ③ 在宅生活に向けたサポート体制の準備に時間が必要な方
- ④ 在宅サポート入院の方 など

